

個別公共事業の評価書（ダム事業）その4

平成24年7月30日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成23年9月30日改正）及び平成24年度国土交通省事後評価実施計画（平成24年3月30日最終変更）に基づき、個別公共事業についての再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成24年度予算に係る評価として、ダム関係の4事業について、再評価を実施した。担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載。

事業評価カルテ(<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)

担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業】	
ダム事業	津川 祥吾

<評価の手法等>

別添1

事業名 ()内は 方法を示す。*	評価項目		評価を行う過程において使用した資料等	担当部局	
	費用便益分析				費用便益分析以外の主な評価項目
	費用	便益			
ダム事業 (代替法、CVM・TCM)	・事業費 ・維持管理費	・想定年平均被害軽減期待額 ・水質改善効果等(環境整備事業の場合)	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生危険度 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・河川環境等をとりまく状況 等	・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計等	水管理・国土保全局

※費用便益分析に用いる便益の把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

平成24年度予算に係る再評価について

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数					再評価結果				
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中	
ダム事業	直轄事業等					1	1	1			
	補助事業					3	3	1		2	
合 計		0	0	0	0	4	4	2	0	2	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工：事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中：事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階：準備・計画段階で一定期間（直轄事業等3年間、補助事業等5年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（直轄事業等3年間、補助事業等5年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

平成24年度予算に係る再評価結果一覧

【公共事業関係費】
【ダム事業】
(直轄事業等)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析		費用/C (億円)	B/C	費用便益分析が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			貨幣換算した便益B(億円)	便益の内訳及び主な根拠						
大分川ダム建設 事業 九州地方整備 局	その他	986	1,465		1,031	1.4	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 大分川流域は、大分県のほぼ中央に位置し、大分市、由布市、別府市、竹田市をはじめとする5市2町からなり、大分市に流域内人口の約6割が集中している。大分川流域内の人口は、県都である大分市の人口の増加により、昭和50年から平成17年までに約37%増加し、約26万人となっており、近年はほぼ同水準で推移している。 現在、転流工事段階であり、平成24年3月末現在で進捗率は約53%(事業費ベース：総事業費約306億円)に対して 【検証対象ダム事業等の点検】 事業費及び工期の点検については、現計画である「大分川ダムの建設に関する基本計画(第2回変更)」に定められている総事業費等について最新のデータ等で点検を行った結果、平成22年度以降を対象とした総事業費は、約484億円であることを確認し、これを今回の検証に用いた。また、完成までの工期については、ダム本体工事の入札公告から試験湛水の終了までに約9年が必要であることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。 <p>②事業の進捗の見込み、コスト削減や代替案立案等の可能性の視点</p> <p>【目的別の検討】</p> <p>「洪水調節」</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を立案し、7案の治水対策案を抽出して、7つの評価軸について評価した。 <p>「新規利水」</p> <ul style="list-style-type: none"> 利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があること、開発量として変更がないことを確認した。 検討主体において、必要量の算出が適切に行われていることを確認した。 利水参画者に確認した必要な開発量を確保することを基本として立案し、4案の利水対策案を抽出して、6つの評価軸について評価した。 <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案し、3案の対策案を抽出して、6つの評価軸について評価した。 <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 治水(洪水調節)、新規利水、流水の正常な機能の維持について目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「ダム案(大分川ダム)」となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致した。よって、総合的な評価において、最も有利な案は、「ダム案(大分川ダム)」であると評価した。 	継続	水管理・国土 保全局治水課 (課長 森北 佳昭)	

※1:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検証結果の報告書」等に基づき作成している。

(補助事業)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析		費用/C (億円)	B/C	費用便益分析が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			貨幣換算した便益B(億円)	便益の内訳及び主な根拠						
北川ダム建設事業 滋賀県	その他	489	-		-	-	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 安曇川の氾濫原の人口は約16,400人、想定浸水戸数約2,740戸である。(平成20年再評価委員会資料より) 現在、生活再建工事段階であり、平成23年3月現在で進捗率は約23%(事業費ベース) 【検証対象ダム事業等の点検】 事業費及び工期の点検については、平成20年度の再評価時に算定した事業費を基に、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については変更がないこと、工期については、北川第一ダムについては、貯水池上流の付替道路約3kmの工事において、ダム本体工事と付替道路工事とを並行して実施することは財政的に困難であり、実施時期を特定することは難しく、完成年度を設定していない。北川第二ダムに關しても、現時点でダム完成年度を特定していない。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。 <p>②事業の進捗の見込み、コスト削減や代替案立案等の可能性の視点</p> <p>【目的別の検討】</p> <p>「洪水調節」</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画に相当する目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を立案し、3案の治水対策案を抽出して、7つの評価軸について評価した。 <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 目的別の総合評価の結果が、河道改修単独案が優位であり、検証対象ダムの総合的な評価は河道改修単独案が優位と評価した。 	中止	水管理・国土 保全局治水課 (課長 森北 佳昭)	
平瀬ダム建設事業 山口県	その他	740	2,140		1,065	2.0	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫が想定される区域を含む岩国市、周南市では、平成12年から平成17年の間で、人口は概ね微減しており、減少傾向にある。 錦川沿川では、近年でも平成22年等に自主節水がなされるなど、しばしば深刻な水不足に見舞われている。 現在、転流工事段階であり、平成23年3月現在で進捗率は約89%(事業費ベース) 【検証対象ダム事業等の点検】 事業費及び工期の点検については、平成18年度の再評価時に算定した事業費、工期を基に、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については変更がないこと、工期については平成33年度に完成見込みであることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。 <p>②事業の進捗の見込み、コスト削減や代替案立案等の可能性の視点</p> <p>【目的別の検討】</p> <p>「洪水調節」</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を立案し、4案の治水対策案を抽出して、7つの評価軸について評価した。 <p>「新規利水」</p> <ul style="list-style-type: none"> 利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があること、開発量として変更がないことを確認した。 検討主体において、必要量の算出が適切に行われていることを確認した。 利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として、4案の利水対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。 <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、3案の対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。 <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 目的別の総合評価の結果が、全ての目的で平瀬ダム案が優位であり、検証対象ダムの総合的な評価は平瀬ダム案が優位と評価した。 	継続	水管理・国土 保全局治水課 (課長 森北 佳昭)	
五木ダム建設事業 (※1) 熊本県	その他	233	-		-	-	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16～19年までの4年連続の出水により護岸や堰などが流出し、ダム予定地下部では、大規模な河床低下が発生 護岸等の復旧とともに床止め等の河床安定化対策を実施した結果、低下傾向にあった河床が概ね安定化 宮園～竹の川地区の上流における砂防対策等の進展 <p>②事業の進捗の見込みの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 当面進捗の見込みはない。 <p>③コスト削減や代替案立案等の可能性の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の河床高の変動状況を確認するとともに、将来の河床高の変動予測を実施し、治水上支障となる河床上昇の可能性は低いことを確認した。 今後も、定期的に河川測量を実施し、河床変動を把握するとともに、治水上の支障に对应し、河床掘削を実施し、県が管理すべき河床として設定した河床高を維持していく。 河床低下後の流下能力を検証した結果、宮園～竹の川地区では流下能力が向上し、河川整備計画相当として県が設定した昭和40年7月洪水による溢水は発生しない。 	中止	水管理・国土 保全局治水課 (課長 森北 佳昭)	

※1:「検討主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合」として、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第5、2に基づき、従来からの手法等によって検討を実施。
※2:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検証結果の報告書」等に基づき作成している。

中止事業について

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業 (補助事業)	<small>きたがわ</small> 北川ダム建設事業 滋賀県 <small>たかしまし</small> (滋賀県高島市)	<p>今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、河道改修案が優位であり、総合的な評価として、河道改修案が優位としている検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。</p> <p>よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。</p>
ダム事業 (補助事業)	<small>いっき</small> 五木ダム建設事業 熊本県 <small>くまぐんいっきむら</small> (熊本県球磨郡五木村)	<p>今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。</p> <p>よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。</p>

※1：「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)

※2：社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。